

歯科診療報酬改定速報（2月7日中医協答申より抜粋。詳細は告示、通知等発出後になります）
なお、「金パラ」等の材料価格は、後日（3/5予定）「告示」の際に出される予定です。

1. 基本診療料

【**歯初診**】……施設基準の追加と初・再診料の引き上げ

追加施設基準「**歯科外来診療における院内感染防止対策に係る職員研修を行っていること**」

【**歯科初診料**】 251点⇒**261点** 【**歯科再診料**】 51点⇒**53点**

2. 医学管理料

【**歯科疾患管理料**】減算と加算を設定

・初診日の属する月は減算→所定点数（100点）の80/100相当（80点）

・初診日の属する月から起算して6月を超えた場合

【**長期管理加算（新）**】 か強診の場合120点、か強診以外の場合100点

【**小児口腔機能管理料（新）**】100点

歯管の「小児口腔機能管理加算」を廃止し独立点数項目に。算定要件は歯管又は特疾管を算定している15歳未満の口腔機能発達不全患者に月1回算定（歯管、特疾管と別日でも算定可）。

【**口腔機能管理料（新）**】100点

歯管の「口腔機能管理加算」を廃止し独立点数項目に。算定要件は歯管又は特疾管を算定している口腔機能低下患者に月1回算定（歯管、特疾管と別日でも算定可）。

【**周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）**】 所定点数の見直し190点⇒**200点**

・周術期等専門的口腔衛生処置の算定制限見直し 月1回⇒**月2回**

3. 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

【**小児栄養サポートチーム等連携加算1（新）**】80点

当該保険医療機関の歯科医師が、他の保険医療機関等において療養を行っている患者に対して、当該患者の入院している他の保険医療機関等の栄養サポートチーム又は食事観察等の構成員として診療を行い、その結果を踏まえて口腔機能評価に基づく管理を行った場合所定点数に加算する。

【**小児栄養サポートチーム等連携加算2（新）**】80点

当該保険医療機関の歯科医師が、児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設等に入所している患者に対して、当該患者の入所している施設で行われる食事観察等に参加し、その結果を踏まえて口腔機能評価に基づく管理を行った場合、所定点数に加算する。

4. 検査

【**小児口唇閉鎖力検査（新）**】100点（1回につき）……3月に1回に限る

【**舌圧検査**】……算定頻度の見直し 6月に1回算定⇒**3月に1回算定**

5. 処置

【**象牙質レジンコーティング（新）**】46点（1歯につき）

生活歯冠形成を行った場合、歯冠形成から装着までの一連の行為につき1回に限り算定。
保険医療材料料は所定点数に含まれる。

【**機械的歯面清掃処置**】 所定点数の引き上げと算定要件の見直し 68点⇒**70点**

算定要件（下線部追加）…歯科診療特別対応加算算定患者、妊婦又は医科から診療情報提供に基づき、紹介された糖尿病患者について、月1回に限り算定する。

【加圧根管充填処置】 3根管以上の所定点数及び手術用顕微鏡加算の対象見直し

3根管以上200点⇒**208点**

顕微鏡加算の算定要件「4根管又は槌状根に対して」が削除（必要とするすべての根管治療が対象に）

【根管内異物除去手術用顕微鏡加算（新）】 **400点**

歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いて根管内異物除去を行った場合に所定点数に加算

【非経口摂取患者口腔粘膜処置（新）】 **100点（1口腔につき）**

対象患者 経管栄養等を必要とする経口摂取が困難な療養中の患者であって、口腔疾患を有するもののうち、患者自身による口腔清掃が困難な者

算定要件 歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生状態の改善を目的として、痂皮等の除去（機械的歯面清掃を含む。）を行った場合に、月2回に限り算定する。

6. 「手術」の所定点数に包括されている麻酔薬の評価

表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合、**使用した薬剤料は算定可**

7. 歯周疾患

【歯周病重症化予防治療（新）】

1歯～9歯 150点 10歯～19歯 200点 20歯～ 300点

対象患者 ①歯管又は歯在管算定患者であって、2回目以降の歯周病組織検査終了後に、歯周ポケットが4mm未満、②歯周組織の多部分は健康だが、部分的に歯肉に局限する炎症症状を認める状態又はプロービング時の出血が見られる状態。

算定要件 ①2回目以降の歯周病検査（P基検、P精検、P混検）終了後、一時的に病状が改善傾向にある患者に対し、重症化予防を目的として、スケーリング、機械的歯面清掃等の継続的な治療を開始した場合は、月1回に限り算定する。②2回目以降の歯周病重症化予防治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。③SPT（I）又はSPT（II）を算定した月は算定不可。

8. 歯冠修復

【CAD/CAM冠】対象拡大

全ての7番が残存している等の要件を満たしている場合に装着可能な部位について、下顎6番に加え**上顎6番を対象に追加。**

【既製金属冠（新）】 区分C2で保険適用された既製冠を新項目とし、乳歯金属冠を包含

歯冠形成 1 生活歯歯冠形成 ハ 乳歯金属冠 120点⇒**既製冠 120点**

2 失活歯歯冠形成 ハ 乳歯金属冠 114点⇒**既製冠 114点**

【咬合印象（新）】 **140点**

【接着ブリッジ装着料内面処理加算（新）】 **45点（接着冠ごと）**

9. 公費負担医療に係る給付により、自己負担がない患者からの求めがあったときには、明細書発行を義務とする。（療養担当規則の改定）

10. その他(主なもの)太数字が新点数

【歯科疾患在宅療養管理料】

歯援診1又は2以外 190点⇒200点

【調剤料】 内服・頓服 9点⇒11点

外用 6点 ⇒8点

【処方箋料】 一般名処方加算1 6点 ⇒7点

一般名処方加算2 4点 ⇒5点

【歯髄保護処置】

間接歯髄保護処置 30点⇒34点

【抜髄】 単根管 228点⇒230点

2根管 418点⇒422点

3根管以上 588点⇒596点

【感染根管処置】

単根管 150点⇒156点

2根管 300点⇒306点

3根管以上 438点⇒446点

【根管貼薬処置】

単根管 28点⇒30点

2根管 34点⇒38点

3根管以上 46点⇒54点

【根管充填】

3根管以上 114点⇒122点

【スケーリング】

3分の1顎につき 68点⇒72点

【拔牙】

埋伏歯 1050点⇒1054点

下顎完全埋伏智歯等加算 100点⇒120点

【静脈内鎮静法】 120点⇒600点

【う蝕歯即時充填形成】

126点⇒128点

【支台築造印象】 32点⇒34点

【充填 1】 単 104点⇒106点

複雑 156点⇒158点

【非金属冠修復 レジンインレー】

単 104点⇒124点

複雑 156点⇒176点

【ポンティック レジン前装加算】

大臼歯部 50点⇒60点

【有床義歯】

1 局部義歯

1歯～4歯 584点⇒588点

5歯～8歯 718点⇒724点

9歯～11歯 954点⇒962点

12歯～14歯 1382点⇒1391点

2 総義歯 2162点⇒2172点

【熱可塑性樹脂有床義歯】

1 局部義歯

1歯～4歯 652点⇒642点

5歯～8歯 878点⇒866点

9歯～11歯 1094点⇒1080点

12歯～14歯 1712点⇒1696点

2 総義歯 2722点⇒2704点

【鑄造鉤】 双子鉤 246点⇒251点

二腕鉤 228点⇒231点

【線鉤】 双子鉤 212点⇒220点

【バー】 鑄造バー 450点⇒454点

屈曲バー 260点⇒264点

【補綴隙】 60点⇒65点

【有床義歯修理】 240点⇒252点

【ご注意下さい】

※ 金パラの材料価格は後日、通知される予定です。

※ 3ページ目のレジンインレー、有床義歯、鑄造鉤、線鉤、バー等は技術料のみの点数です。
確定点数は後日、通知が出ますので合計点数をお知らせします。